

令和2年度第3回  
札幌市障がい者施策推進審議会

会 議 録

日 時：2021年3月29日（月）午後3時開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第4条常任委員会会議室

## 1. 開 会

○事務局（木下企画調整担当課長） 皆様、いつもお世話になっております。

本日は、年度末の大変お忙しい中、オンラインを交えましてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまより、令和2年度第3回札幌市障がい者施策推進審議会を開催いたします。

私は、冒頭の進行を務めさせていただきます札幌市保健福祉局障がい福祉課企画調整担当課長の木下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、ご参集の委員とオンライン参加の委員を交えて開催させていただいておりますが、ご参集されている方々もいらっしゃいますので、会議の進行状況によっては予定よりも早めに終了させていただく場合がございます。恐れ入りますが、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

なお、本日の審議会は公開の形にさせていただいておりますが、傍聴の希望はございませんでしたことをご報告させていただきます。

続きまして、会長代理の指名をさせていただきます。

前回会議で、副会長である北海道教育大学札幌校の安井委員に会長代理として進行をお願いいたしました。本日、安井会長代理から所用のため欠席とのご連絡をいただいております。

札幌市障がい者施策推進審議会条例第6条3項を準用いたしまして、今回は、安井会長代理からご指名のありました札幌市身体障害福祉協会会長の浅香委員に会長代理として本日の進行をお願いしたいと考えております。

続きまして、本日ご出席されている委員の皆様をご紹介させていただきます。

まず、会場にお越しいただいております委員から順に、ご所属、お名前を読み上げさせていただきます。会場にいらっしゃる委員の皆様におかれましては、着座されたままお聞きいただければと思います。

まずは、札幌市身体障害者福祉協会会長の浅香委員でございます。

本日は会長代理として、会議の進行をお願いいたします。

札幌市社会福祉協議会事務局副局長の安達委員でございます。

札幌市視覚障害者福祉協会会長の近藤委員でございます。

札幌市手をつなぐ育成会会長の長江委員でございます。

北海道中小企業家同友会札幌支部インクルーシブ委員会副委員長の柳川委員でございます。

札幌市中途失聴難聴者協会会長の花田委員でございます。

札幌肢体不自由福祉会理事長の山内委員でございます。

続きまして、オンラインで参加されている7名の委員を、名簿順にご紹介いたします。

成年後見センターリーガルサポート札幌支部幹事の旦尾委員でございます。

札幌市精神障害者回復者クラブ連合会副会長の石山委員でございます。

社会福祉法人楡の会総合施設長の加藤委員でございます。

札幌公共職業安定所統括職業指導官の小木委員でございます。

市立札幌豊明高等支援学校の小山委員でございます。

札幌市精神障害者家族連合会会長の菅原委員でございます。

北海道難病連代表理事の増田員でございます。

なお、本日は、北海道立心身障害者総合相談所所長の市川委員、札幌市民生児童委員協議会理事の高柳委員、北海道教育大学札幌校教授の安井委員の3名から、所用のため欠席とのご連絡をいただいております。

したがいまして、本日は、14名の委員のご出席をいただいておりますことから、札幌市障がい者施策推進審議会条例第7条2項によりまして、出席者が委員の過半数を超えておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、事務局をご紹介します。

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長の竹村でございます。

障がい福祉課長の伊藤でございます。

自立支援担当課長の武井でございます。

その他、関係の係長と職員が出席しております。

どうぞよろしく願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、障がい保健福祉部長の竹村よりご挨拶を申し上げます。

○竹村障がい保健福祉部長 障がい保健福祉部長の竹村でございます。

令和2年度第3回札幌市障がい者施策推進審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

まず、委員の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しいところ、ご出席いただきました。また、日頃より、札幌市の障がい福祉行政の推進にご理解とご協力を賜っておりますことに、心より御礼を申し上げたいと存じます。

この審議会は、障害者基本法に基づきまして、札幌市の障がい者施策の計画的な推進につきまして、ご審議いただく機関として、このたびの福祉計画の策定に当たりましては、皆様に多大なるお力添えをいただきました。

この場をお借りしまして、心より厚くお礼を申し上げます。

昨年3月に、さっぽろ障がい者プラン2018の改定方針についてご審議をいただきました。その後、5月には、今年度第1回目の会議を開催いたしまして、改定方針の変更につきましてご承認をいただいたところでございます。

その後、計画検討部会の委員の皆様にも、書面会議も含めまして、計4回にわたってご議論をいただきました。福祉計画の素案につきまして、昨年10月の第2回会議におきましてご審議、ご承認をいただいたところでございます。

本日の会議でございますが、第2回会議以降の経緯や計画内容の変更等も含めまして、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の策定についてご報告をさせていただきたいと考えて

おります。

あわせて、障がい福祉関係の令和3年度予算の主要事業と障がい福祉課における新型コロナウイルス感染症対策の取組状況につきましてご報告を差し上げたいと考えております。

委員の皆様方には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りますよう、本日は何とぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（木下企画調整担当課長） 大変恐縮ではございますが、竹村は、別用務のため、ここで退席をさせていただきます。

〔竹村障がい保健福祉部長は退席〕

○事務局（木下企画調整担当課長） ここで、本日お使いいただく資料を確認させていただきます。

事前にお送りさせていただいておりました資料4点でございます。

まず、資料1の次第、裏面が委員名簿になっているA4判の1枚物です。続きまして、資料2-1、障がい福祉計画（第6期）障がい児福祉計画（第2期）概要、A3判ホチキス留めの2枚でございます。資料2-2、障がい福祉計画（第6期）障がい児福祉計画（第2期）、A4判ホチキス留めの132ページのものでございます。最後に、資料3、令和3年度札幌市予算主要事業、A4判ホチキス留めの2枚となっております。

本日、会場にお越しの方の中で資料に不足がございましたら、挙手でお知らせいただければと思います。

それでは、ここからの進行を浅香会長代理にお願いしたいと思います。

浅香会長代理から一言いただいた上で、引き続きご進行いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

## 2. 議 事

○浅香会長代理 本日、会長代理といたしまして進行を務めさせていただきます浅香と申します。

時間が押していますので、挨拶は抜きにします。

まず、会議の進め方について再度確認をさせていただきます。

冒頭に事務局からも案内がありましたが、ご発言の際には、発言者、発言内容が分かるよう、なるべくゆっくり話をさせていただきたいと思います。また、発言の中で分からない言葉などがありましたら、遠慮なくお知らせください。

冒頭にもありましたけれども、本日の会議の時間については、コロナ禍ですので、1時間程度で済ませたいと思っております。

また、本日の会議では、会場出席とオンライン出席が半々となっております。特に、オンラインで出席の委員の皆さんから発言がある場合は、分かりやすくこちらに意思表示をしてくださるようお願いいたします。

重ねて、スムーズな議事進行にご協力くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速、議事（１）の報告事項、札幌市障がい福祉計画（第６期）・札幌市障がい児福祉計画（第２期）の策定についてです。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（干場事業計画担当係長） 事業計画担当係長の干場と申します。

私からご説明させていただきます。

まず初めに、昨年１０月に開催いたしました本審議会以降の経緯を簡単にお話しさせていただきます。その後、皆様に、ご審議、ご承認いただいた計画素案からの主な変更点について、計画書本書によりご説明いたします。

まず、計画策定までの経緯でございます。

昨年１０月に本審議会でご審議いただきました後、市役所内の他部局を交えた会議の場での検討を重ねまして、昨年１１月に、市長、副市長の承認を経て、札幌市としての計画案を固めました。

この計画案は、パブリックコメントにおいて公開いたしまして、本審議会委員の皆様にも昨年１２月にお送りさせていただいたところでございます。

パブリックコメントは、昨年１２月２１日から今年１月２５日まで３５日間実施いたしまして、関係団体を含む１７名の方から６０件のご意見をお寄せいただきました。

本日は、お時間の関係上、一つ一つの説明は省略させていただきますが、おおむね計画全般にわたって様々なご意見を頂戴しております。

計画内容を大きく変えるようなご意見はございませんでしたが、いただいたご意見、ご要望はしっかり受け止め、先の話にはなりますが、３年後には、さっぽろ障がい者プラン２０１８の全面改定も予定しております。今回の策定過程における課題も含め、次に生かしてまいりたいと考えております。

また、紙面の制約上、一部の掲載になりましたが、本書の９７、９８ページに、各章に一つずつ、パブリックコメントでいただいたご意見と、それに対する札幌市の考え方を掲載しております。

また、計画の文面に反映したご意見は、本書の９９ページに、修正前、修正後として掲載してございますので、後ほどご覧ください。

このパブリックコメントが終了した後は、いただいたご意見を踏まえまして、札幌市の考え方を整理し、３月１０日付で市長決裁を受け、計画を策定したところでございます。策定した計画と、パブリックコメントでいただいたご意見は、３月３１日に公表を予定しております。

次に、昨年１０月に本審議会でご承認いただいた計画素案からの変更点についてご説明いたします。

細かな文言修正や資料編に掲載した統計データ等の部分の説明は省略させていただきます。ここでは、計画内容に関する変更箇所について、２点ご説明いたします。

本書の45ページをご覧ください。

1点目の変更点は、成果目標⑤障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組の推進です。

この目標は、今回の計画で新たに設定した目標でございます。

四角囲みに札幌市の第6期計画の目標を記載しておりますが、当初の素案では、「2023年度末までに、本市における障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組を推進します」としておりましたところ、その後、市職員向けの取組と事業所支援という二つの取組の内容を入れ込みました。四角囲みの2行目の部分になりますが、「実施体制を確保していくほか、事業所支援の取組を推進します」と文言を変更しております。

これに伴いまして、45ページ下から47ページ上にかけて記載しております成果目標⑤を達成するための方策を三つ追加しております。

素案の段階では、主に事業所への支援に重点的に取り組むこととして、46ページに記載している四つの方策のみお示ししておりました。

これらに加えて、45ページの取組を二つ、これらは現在既に取り組んでいることとなりますが、障害福祉サービス等に係る各種研修の実施と指導監査結果の関係市町村との共有の二つと、47ページの障害福祉サービス等の質を評価する仕組みの検討を追加するとともに、それぞれのサービス見込量も第4章で追記しております。

続きまして、変更内容の二つ目でございます。

本書の76ページをご覧ください。

(4) 成年後見制度利用支援事業の実施内容について、記載を変更しております。

成年後見制度利用支援事業は、地域生活支援事業のうち、市町村の必須事業として位置づけられているものでございまして、成年後見制度の利用に要する費用の全部または一部を補助することにより、障がいのある方の権利擁護を目的としております。

当初素案の段階では、ご本人や親族による申立てが期待できない場合に市長が代わって行う申立て、これを市長申立てと言いますが、この市長申立て以外の事案に対する助成については明記しておりませんでした。

その後、庁内での調整が整いましたことから、説明文の下から3行目の「また」以降の記載にありますとおり、「経済的な理由により成年後見制度が利用できないことがないように、本人、親族申立て事案においても、市長申立て事案と同様に助成を実施します」と追記しております。

以上が、計画策定までの経緯と素案からの変更点の2点でございます。

なお、計画内容の変更ではございませんが、昨年10月にご説明差し上げた内容から時点更新した部分についてお知らせいたします。

資料のA3判の概要版をご覧ください。

1枚目の右下に令和2年度末までの計画の成果目標と達成状況を表で記載しております。

表の上から二つ目の精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議

の場の設置と、その下の地域生活支援拠点の整備につきましては、今年度、2020年度内にそれぞれ設置・整備予定としておりましたが、こちらにつきましても、年度内での設置・整備を進めておりますので、ご報告申し上げます。

最後になりますが、3月31日からの計画公表に当たりましては、本日お配りした計画本書のほか、ルビや音声コードつきの計画本書、わかりやすい版の3種類を各区役所等に配架するほか、ホームページ上でも公開する予定でございます。

委員の皆様には、4月の年度明けになりますが、印刷、製本された完成品をお送りさせていただきます。

このたびの福祉計画の改定に当たりましては、本審議会の委員の皆様をはじめ、計画検討部会の委員の皆様、関係団体の皆様など、多くの方のご協力を賜ったものでございます。

わかりやすい版の作成では、今回も一般社団法人札幌市手をつなぐ育成会様をはじめ、札幌みんなの会様、ピープル・ファースト北海道様のお力添えをいただきました。

この場をお借りしまして、皆様にご心より厚くお礼申し上げます。

ありがとうございました。

引き続き、皆様には、計画の進捗をご報告させていただきますので、今後とも忌憚のない御意見を賜りたく存じます。

簡単ではございますが、私から説明は以上でございます。

○浅香会長代理 ありがとうございました。

ただいまの事務局説明につきまして、各委員の皆さんから質問などがありましたら、挙手またはご発声をしていただければと思います。

(「なし」と発言する者あり)

○浅香会長代理 それでは、また何かありましたら、この会議の最後までにご発言いただければと思います。

それでは、計画の策定についての報告は以上とさせていただきます。

次の議題に移りたいと思います。

議題(2)の報告事項、令和3年度予算における主要事業等についてです。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(山本事業管理係長) 障がい福祉課事業管理係長の山本と申します。よろしくお願いたします。

資料3をご覧ください。まず、札幌市の一般会計予算でございますが、1兆1,140億円となっております。新型コロナウイルス感染症対策や経済対策などの喫緊の課題に対する予算を重点的に計上し、過去最大の予算規模となっております。

一方、その下の障がい福祉関係予算ですが、992億円でございます。前年度から50億円余り増加しています。札幌市の一般会計予算のうち、約9%が障がい福祉関係の予算になります。増加の要因としては、例年と同様でございます。障害福祉サービスや障害児通所支援の利用増などによるものです。

このほか、資料にはございませんけれども、札幌市の一般会計予算のうち、約40%が保健福祉費となります。保健福祉費には、生活保護、高齢福祉、子育て支援、健康づくりなどの経費が含まれています。

次に、障がい福祉関係の事業でございます。

全体ではおよそ100件の予算事業がありますが、全てを資料に掲載できませんので、この資料では、新規事業や規模の大きな事業など、四つの事業のみ掲載しています。

まず一つ目が民間公共的施設バリアフリー化推進費でございます。予算額は3,100万円です。これは、2,000平米未満の公共的施設、例えばコンビニエンスストアやレストランなどの物販・飲食店や、病院・診療所、銀行などの店舗ですが、このような施設のバリアフリー化改修工事の一部を補助するものでございます。補助上限額としては、1件当たり150万円となっています。

二つ目が障害福祉サービス事業所等感染症対策費でございます。予算額は1億5,700万円です。令和2年度に引き続き実施するものが多くありますが、内容としては、事業所で感染者が発生した場合などの消毒費、衛生用品購入費、人件費などの補助、いわゆるかかり増し経費の補助、そして、就労系事業所の在宅支援に必要なタブレット端末等の購入経費の補助があります。また、多床室の個室化というのは、一つの部屋に複数の入所者がいる場合は感染が広がりやすいので、これを個室に改修するための工事費用の補助です。簡易陰圧装置の設置というのは、入所施設で感染拡大のリスクを低減するために、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室を設置する工事費用の補助です。そして、入所施設の職員を対象とした定期的なPCR検査の実施費用も含めています。

三つ目は、介護給付費、訓練等給付費でございます。予算額は559億6,815万3,000円です。こちらは障害者総合支援法に基づいて提供する障害福祉サービスに係る給付費です。

次に、裏面をおめくりいただいて、四つ目が地域生活支援拠点整備費でございます。予算額は840万円です。地域生活支援拠点は、枠の下の米印を見ていただきたいのですが、障がいのある方の重度化、高齢化などを見据えた地域生活を支援するための体制整備でございます。令和3年度につきましては、夜間休日における緊急時の相談受付や短期入所施設への受入れ調整などを新たに実施するものでございます。

最後に、ご参考までに、障害者手帳をお持ちの方の人数の推移を掲載しています。

一番上の身体障害者手帳の人数は横ばい、療育手帳と精神手帳の人数はこれまでと同様に増加傾向にあります。

これらの手帳をお持ちの方は、合計でおよそ13万人であり、札幌市の人口197万人に占める割合としては6.6%となり、全国平均の7.6%を若干下回っている状況です。

私からの説明は以上です。資料説明

○浅香会長代理 ありがとうございます。

ただいまの事務局説明につきまして、各委員の皆様よりご質問などがありましたら、挙



手などによりまして意思表示をしていただければと思います。

(「なし」と発言する者あり)

○浅香会長代理 それでは、続いての説明をお願いいたします。

○事務局(山本事業管理係長) 続きまして、1枚めくっていただきまして、障がい福祉課における新型コロナウイルス感染症対策の取組状況の報告資料を添付しています。

これまで障がい福祉課で対応してきたことのうち、主立ったところをこの資料でご説明させていただきます。

まず、一番上の枠のところですが、札幌市としては、市民の皆さんに安心して障害福祉サービスを受けてもらうため、特に重要と考えているのが、障害福祉サービス事業所における感染対策です。

札幌市は、人口が197万人の政令指定都市ですので、事業所の数も多く、そこで働く職員の人数も非常に多いところです。様々な事業所が存在していきまして、働く職員も様々ですので、事業所における感染対策の取組にもどうしても温度差があります。

一方、障がいのある方については、重症化リスクの高い方もおりますし、毎日24時間体制で介護を受けている方もいらっしゃいますので、事業所における感染対策は特に重要なところではあります。

その下の枠に感染対策の推進における四つの観点を記載しています。

これまで障がい福祉課が行ってきたことを大きく分けると、この4点に分類されます。

①が感染者の早期発見で、感染を広げないためには早期発見が大切であるためです。

②が事業所のサービス提供継続の支援で、物的支援、金銭的支援、情報面での支援などです。

③が事業所への感染対策の周知で、事業所の取組の温度差を最小限にし、対策を徹底していただくための周知です。

④が保健所の新型コロナ対応業務の応援で、役所の内部的な話ですが、保健所の応援体制に関するものです。

それでは、具体的にどのような取組を行ってきたのか、その下の表でご説明させていただきます。

令和2年1月は、ご承知のとおり、国内で初めて感染者が確認されました。その後は、厚生労働省から障害福祉サービス事業所の対応に関する通知が数多く届くようになり、障がい福祉課では、市内全ての事業所にその都度、メールで配信をしています。

2月には、厚生労働省から事業所における具体的な対応が少しずつ示されるようになったほか、障がい福祉課では事業所の職員・利用者の早期発見のため、PCR検査を受けた際、結果が判明した際には、速やかにご報告いただくように事業所に依頼しています。

そして、3月には、国庫補助金を活用した感染対策補助事業を順次スタートしており、その都度、事業所への周知を行っております。

補助事業の内容としては、衛生用品購入費で、マスクやエタノールなどが対象でした。

次に、多床室の個室化ですが、入所施設などを対象としたものであり、一つの部屋に複数の入所者がいる場合は感染が広がりやすいので、これを個室に改修するための工事費用です。

次に、通所系事業所における在宅支援で使用するタブレット端末等の購入費ですが、就労系の事業所が対象であり、感染拡大防止のために利用者が在宅で使用する端末やソフトウェアの導入経費などです。

次に、見守り機能付きベッド等の購入費ですが、コロナ禍における介護業務の負担軽減を目的としたものであり、入所施設などを対象としたものです。

次に、陽性者等に対応した事業所の消毒費・衛生用品購入費・人件費などですが、実際に濃厚接触者や陽性者が発生した事業所が対象になりますので、申請できる事業所は限られますが、かかった経費に関しては幅広く対象にしています。

次に、生産活動収入が大幅に減収となった事業所経費の一部支援ですが、就労系の事業所が対象でございます。生産活動収入というのは、事業所において利用者が作っている様々な商品の販売収入のことを指します。そして、補助の対象となるのは、就労系事業所の固定経費やホームページ制作などの新たな販路拡大につながる経費などを対象としておりました。

次に、4月には、市内の障害福祉サービス事業所で初めて感染が確認されたところでございまして、障がい福祉課では、個々の事業所との連絡調整を行うようになりました。具体的には、感染した方が事業所を最後に利用したのはいつか、濃厚接触者はそれぞれの事業所で何人いるのか、さらなる感染拡大のおそれはないのかという事柄を確認し、必要に応じて助言などを行っているところです。

また、4月には、保健所への応援職員の派遣を開始しました。3月、4月の年度の切り替わりはどうしても人々の移動が増えますので、それによって4月上旬以降にコロナの第2波が発生したタイミングでした。保健所の業務も連日深夜に及ぶようになったことが応援職員派遣の背景にあります。

当初の応援職員の人数は市役所全体で総勢100人程度でしたが、昨年11月以降の第3波の際には職員を大量に投入する必要がありまして、ピークのときに応援職員が500人を超える体制となりました。

この保健所でどのような業務が行われているかですが、電話相談対応、PCR検査の調整、検査の結果陽性が判明した方への告知とこれまでの行動履歴の確認、濃厚接触者の洗い出し、医療機関との入院調整、ホテルへの入所調整、自宅療養者の健康観察、厚生労働省への患者情報の報告、入院勧告書や自宅療養証明書の発行業務など、多岐に渡っています。

最近では1日の感染者数が50人前後ですが、変異株の影響で行動履歴の確認を強化しているところがございます。深夜まで対応に追われる職員が増えているところです。

次に、5月、6月ですが、この時期は全国的に衛生用品が手に入りづらい状態が続いて

おり、市民の皆さんも大変苦勞したところです。障害福祉サービス事業所では衛生用品が必需品ですので、障がい福祉課では厚生労働省や企業から調達しまして、消毒用エタノールやマスクを事業所に配送しました。これらの衛生用品については、その後も不定期に配送しています。

なお、不織布マスクについては、これまで障がい福祉課から合計で150万枚を配布させていただきました。

また、5月には、感染の疑いのある利用者への対応を行う事業所が出てきたため、長袖ガウンやフェイスシールド、手袋などの防護具を必要に応じて提供するようになりました。

7月には、入所施設の管理者などを対象に、感染対策に係る研修会を開催しています。この研修会では、茨戸アカシアハイツでクラスター対応に当たった北海道医療大学の先生に教訓事例などをご紹介いただきました。

このような集合形式の研修では参加人数が限られますので、市内に3万人以上いる事業所職員に理解を深めていただくために、研修用動画と研修用マニュアルを作成し、全事業所に周知をしています。研修用動画は3本ありまして、①管理者向けの動画、②利用者対応を行うサービス提供者向けの動画、そして、③ガウンや手袋などの防護具の脱ぎ方に関する動画であり、現在も札幌市ホームページやYouTubeで公開しています。

研修用マニュアルについては、感染対策のポイントについて、厚生労働省や国立感染症研究所などのコロナ情報を盛り込みながら整理しているほか、事業所の職員や利用者の中で感染者が発生した場合の留意点などを掲載しており、こちらも札幌市ホームページで公開しています。

次に、11月ですが、1日の感染者数が200人に迫る日もあり、保健所への応援体制を強化しました。この時期は、障がい福祉課の職員の中でも、日中は障がい福祉の業務を行って、夜間や休日は保健所の業務を行うという職員もいたところです。

そして、この時期は、事業所から障がい福祉課への連絡も非常に増えた時期でございまして、事業所の職員や利用者がPCR検査を受けることになったという連絡や、検査結果が判明したという連絡など、多いときでは1日に数十か所の事業所とのやり取りがありました。

次に、12月ですが、事業所に対する集団指導というのは障がい福祉制度の周知や事業所の適正運営のため、例年は講習形式で行っているものです。今回はコロナの影響により関係資料をホームページに掲載しまして、事業所ごとに資料を供覧する形式で行いました。この中では、感染対策についても改めて周知を図ったところです。各事業所からは、たくさんのコメントとともに資料確認の結果報告をいただいております。コロナ対応に関しては、各事業所ともにご苦勞が多いところでもあります。

次に、令和3年2月には、障害福祉サービス事業所で大規模なクラスターが発生しましたので、現地に10日間ほど職員を派遣し、情報の収集や課題の整理、事業所側の体制構築などを支援したところでございます。

また、2月からは、入所施設の職員を対象とした定期的なPCR検査を開始しています。感染が広がるリスクの高い入所施設におきましては、無症状の感染者を早期に発見することが特に重要であるためです。このPCR検査については、高齢者施設においても同様に実施しています。

そして、最後に、ワクチン接種に係る入所施設等との調整を始めています。

ワクチン接種に関しては保健所で業務を担当していますが、入所施設との連絡調整の一部は障がい福祉課においても行っています。2月の時点では、入所施設等で暮らす65歳以上の高齢者の人数を調査したところです。

以上が昨年1月以降の主な取組状況になります。

最近は変異ウイルスの影響などにより、感染の再拡大が懸念されているところであり、北海道知事からは札幌市民の行動抑制などが求められています。

気の抜けない日々が続きますけれども、市民の皆さんに安心して障害福祉サービスを受けていただくために、今後とも事業所の皆さんとともに感染対策に取り組んでまいりたいと考えております。

私からの説明は以上です。

○浅香会長代理 ありがとうございます。

今、説明をしていただいた山本係長は、長期間、保健所の応援に行かれていたということで、説明に物すごく力が入っていました。本当に大変なご苦勞だったと思います。

何かお聞きになりたいことはありませんか。

○近藤委員 コロナとは関係ないことですが、1点だけです。

私どもは同行援護事業所をしまして、私も同行援護の利用者であります。1年に1回、継続契約をするために各区役所に申請書を出します。私は北区なので北区役所に申請書を出しました。期限が来る二、三か月くらい前に用紙が届くので、出します。そうすると、期限の数日前ぎりぎりを受給者証が送られてくるのです。窓口で提出するときに、セルフプランも含めて全ての情報を提出させていただき、窓口の方からも、私のように代筆をお願いする場合は、聞き取りを結構されます。そして、後日、受給者証が送られてくる数日前くらいに、地区担当者から電話が来て、窓口で聞かれたことと同じようなことを聞かれたといううちの利用者がいまして、私自身もそういうことが何回かあったのです。

では、窓口でのやり取りは何だったのかということになるので、ある区役所に問合せをかけたら、その窓口担当は単なる受付にすぎないので、実際の受給決定をするに当たっては地区担当者が主に動くものなので、地区担当者の聞き取りは絶対に必要なのだということでした。それは、初回のときは分かるのです。初回は当然に面談、面接をしなければいけないですからね。しかし、毎年、毎年の継続の再申請にもかかわらず、厳しい判定が必要なのか、二重の聞き取りが本当に必要なのか、そこら辺を障害福祉サービスの支給担当の方にお伺いしたいと思いました。

○事務局（武井自立支援担当課長） 個別具体的内容につきましては、詳しく確認してみ

ないと分からないという状況で、2度、3度、同じような内容で聞き取りをされたということでした。その詳しい確認の目的については、現在、私のところでは把握しておりませんが、少なくとも、窓口で聞かれたのと同じような内容を電話で聞かれたということですが、特に2度めの電話のときは、間違いがないか、区役所職員が確認したい点があったのかなと思われるところです。

通常、コロナ禍の中、特にご本人の状態が変わらない場合は継続して受給者証を発行することができることとしておりますので、特に担当者と会うことはなく、継続が可能な状況です。そういう中でも個別に確認が必要な内容、事柄がありましたら、担当者から電話連絡が行く可能性があります。どうかご協力をよろしくお願いいたします。

○近藤委員 それは札幌市のシステムで、ガイドラインでこの作業をしなければいけない、必ず電話は入れなければいけないとおっしゃった区役所がありました。私のいる北区では、窓口で聞かれたことをまた再び聞くようなことはありません。大変遅くなっていますが、受給者証を何日くらいに発行しますよというお知らせ程度です。その方は、地区担当者で、私の担当の方だと思うのです。しかし、区役所によっては、内部でのやり取りはどうなっているのかというような、申請書は書面で出していますから、そこにプランももちろん書かれていますので、改めて聞き取りをする必要性がどうなのか、なぜ二重の仕事をするのか、でも、それが札幌市のシステムであって、これがガイドラインなのだとおっしゃったので、「そうなのですか分かりました」とお伝えしました。日にちがぎりぎりだったので、早く決定して送ってほしいとお願いしたら、1週間を切っていましたけれども、送っていただけました。

なので、その手間暇のために、ああやって日にちが2日前とか3日前でなかったら送ってこないのかなど。私の場合にも二、三日前ということがありますので、そういうシステムそのものでそうなっているのであれば、もうちょっと簡素化できないのかなと考えたので、お聞きしました。必要でない作業は、簡素化していったほうがいいと思います。必要であれば発生しても構わないと思うのですが、札幌市の全員の利用者にそうしていますというおっしゃり方だったので、これを通らなかったら絶対に受給決定をしてもらえないのだなという感触でした。

今言ったのは豊平区役所の話ですが、北区役所はそんなことはないです。区役所によって作業方法などに温度差がありますのでいろいろなのですが、今日、本庁の会議があるので、そこは本庁の方にも聞いてみますという話をしました。ただ、その会話の後に受給決定をしていただきましたので、間に合いました。それはよかったなと思っています。

区役所で差があるのはちょっとな、と思っています。

○浅香会長代理 武井課長、個別の事案につきまして、後ほど、どういうことがあったのかということをお互いに確認し合いながら調整していただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、あまり手も挙がらず、口も動かさずということでしたが、予定の時間を超過し

ていますので、報告は以上とさせていただきたいと思います。

以上をもちまして、本日本日予定していましたが議題は全て終了いたしました。全体を通して、委員の皆様方から何かご質問、ご意見などがありましたらお願いしたいと思います。

○増田委員 時間も押していますので、簡単にお話しします。

北海道難病連の増田でございます。

今回の計画をつくる中で、委員の皆様と、難病や障がいのあるなしにかかわらず、共に生きる社会の実現に向けた深見のある議論ができたと感じました。計画の中では、難病や障がいのある方への理解促進をこれまで以上に強化したのかなど、私は大変心強く感じました。委員の皆様、本当にご苦労さまでしたというのと同時に、コロナ差別を含めて誤った知識の差別が生まれないように、また皆様方のお力を借りて議論していきたいと思っております。本日、皆様、本当にありがとうございました。

○浅香会長代理 増田委員、力強いお言葉をいただきまして、どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○浅香会長代理 それでは、事務局より何か連絡事項等はありませんか。

○事務局(干場事業計画担当係長) 私から、2点ご連絡させていただきます。

1点目は、資料のご案内です。本日本日ご欠席の北海道教育大学札幌校安井委員から事務局に、札幌市内の車椅子利用者における劇場利用のニーズについてという資料をご提供いただいております。学生の研究成果で、安井委員も研究に関わっているそうです。ご希望の方には資料提供いただけるとのことでしたので、ご興味のある方は、会議終了後、事務局までお知らせいただければと思います。

2点目は、本審議会委員の任期についてでございます。

今年の8月20日までが任期となっておりますので、時期が近づきましたら、委員の推薦依頼などご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、ご承知おきくださいますよう、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○浅香会長代理 ありがとうございます。

それでは、これもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

円滑な議事進行にご協力をいただき、本当にありがとうございました。

マイクを事務局にお返しいたします。

○事務局(木下企画調整担当課長) 浅香会長代理、ありがとうございました。

また、委員の皆様には、本日の会議の冒頭に機器のセッティングにお時間をいただきましたことに重ねておわびを申し上げますとともに、この年度末、コロナ禍においてもこのような形でご参加いただきましたことに改めて感謝を申し上げたいと思います。

### 3. 閉 会

○事務局（木下企画調整担当課長） それでは、以上をもちまして、令和2年度第3回札幌市障がい者施策推進審議会を終了いたします。

本日は、皆様、ありがとうございました。

以 上